

## たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱（内規）

### （目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、社会機能の維持に不可欠な役割を担う介護、障害福祉の事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、利用者負担の増加を抑制し、安定した経営及びサービスの提供の維持を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちづくりに資することを目的とする。

### （介護サービス事業所等）

第2条 この要綱において、介護サービス事業所等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設（同条第6項に規定する居宅療養管理指導を行う事業所若しくは施設については除く。）若しくは同法第8条の2に規定する事業を行う事業所（同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導を行う事業所若しくは施設については除く。）又は同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所又は同法第42条に規定する障害児入所施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設のうち、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、重度障害者等包括支援の事業を行う事業所
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、市内に所在する介護サービス事業所等を運営する法人で、今後も事業を継続する意思を有しているもの
- (2) 基準日において、前号に掲げているサービス事業所等を休止していない法人。ただし、運営している介護サービス事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (3) 令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間で、介護サービス事業所等を運営する法人として、サービスを提供した実績を有するもの
- (4) 地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人に該当しない法人  
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は別表第1から別表第3までに掲げる額とする。

2 補助金の交付は、同一補助対象者について1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請事業所一覧表（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 定員数が確認できる書類（別表第1の区分3及び別表第2の区分3のサービスを除く。）  
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知し、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、申請内容を偽るなど不正な手段により交付を受けたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して、介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第4条、第5条関係)

介護区分	交付対象事業所	補助金の額
1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護	左欄に掲げる事業所の定員数に9,000円を乗じて得た額
2	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス	アとイの合計額 ア 40,000円 イ 左欄に掲げる事業所の定員数に2,000円を乗じて得た額
3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与、福祉用具販売、訪問型サービス	40,000円

※介護保険事業者番号を1事業所とみなす。ただし、介護老人福祉施設と同一の施設で行われる短期入所者生活介護並びに介護老人保健施設と同一の施設で行われる短期入所療養介護は、当該施設サービスに含む。通所介護又は地域密着型通所介護と同一の事業所で行われる通所型サービスは、通所介護又は地域密着型通所介護に含む。

※介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスとみなす。

※共生型サービスについては、主なサービスで申請すること。

別表第2 (第4条、第5条関係)

障害区分	交付対象事業所	補助金の額
1	施設入所支援、障害児入所施設、共同生活援助、短期入所(単独型、併設型に限る。)	左欄に掲げる事業所の定員数に9,000円

		を乗じて得た額
2	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、療養介護 ※多機能事業所の定員は両方のサービスを合わせた定員とする。	アとイの合計額 ア 40,000円 イ 左欄に掲げる事業所の定員数に2,000円を乗じて得た額
3	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、同行援護、障害児相談支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ※同一事業所で上記のサービス及び別表第1の区分3のサービスを複数提供している場合は1事業所とみなす。	40,000円

※共生型サービスについては、主なサービスで申請すること。

別表第3（第4条、第5条関係）

その他区分	交付対象事業所	補助金の額
1	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ※上記の施設において、特定施設入居者生活介護を提供している場合は、当該施設に含む。	左欄に掲げる事業所の定員数に9,000円を乗じて得た額

様式第1号（第5条関係）

介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

たつの市長 様

(申請者)

所在地

法人名

代表者 職・氏名

たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請・請求額 金 円

2 交付対象事業所 申請事業所一覧表（様式第2号）のとおり

3 振込先口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
支店名	本店・支店・出張所	店舗コード				
口座番号		口座種別	普通・当座			
フリガナ						
口座名義						

【申請内容に関する連絡先】

部署名		
責任者氏名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	( )
	e-mail	

【添付書類】

- (1) 申請事業所一覧表（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 定員数が確認できる書類（別表第1の区分3及び第2の区分3のサービスを除く。）

## 様式第2号（第5条関係）

## 申請事業所一覽表

申請者（法人名）

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱第5条に規定する補助金の交付を受けるに当たり、次の事項について、誓約します。

交付要件に該当する、市の区域内に所在する介護サービス事業所等を運営しており、今後も事業を継続する意思があります。

上記事項に虚偽があることが判明したときは、交付された補助金の全額を指定された納期限までに返還します。

年　　月　　日

たつの市長 様

所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

たつの市長 印

介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、補助金の交付について、たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付予定日 年 月 日

3 交付条件

- (1) 交付対象者は、たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めます。

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

たつの市長 印

介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金の交付については、下記の理由により交付の決定を取り消したので、たつの市介護サービス事業所等臨時経済対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消理由